

## 調布市訪問型学習支援事業実施要綱

## 第1 目的

この要綱は、不登校の児童及び生徒（以下「児童・生徒」という。）に対して、学習指導及び教育相談等を実施することにより、児童・生徒の適切な教育機会の確保及び社会的自立を図ることを目的とする。

## 第2 事業の内容

訪問型学習支援事業の内容は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 学習指導に関すること。
- (2) 教育相談に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

## 第3 対象者

訪問型学習支援事業の対象者は、調布市立学校設置条例（昭和39年調布市条例第20号）第1条の規定により設置された小学校及び中学校（以下「調布市立学校」という。）に在籍する児童・生徒のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 心理的に不安の傾向等があり、連続又は継続して30日以上欠席した者
- (2) 欠席が30日未満の場合でも、不登校の傾向がみられ、訪問型学習支援事業の利用が適切であると委員会が判断した者

## 第4 利用の申請

調布市立学校の校長（以下「校長」という。）は、児童・生徒が訪問型学習支援事業を利用する必要があると認めたときは、当該児童・生徒の保護者の同意を得たうえで調布市訪問型学習支援事業利用申請書（第1号様式）により委員会に申請しなければならない。

## 第5 利用の承認等

委員会は、第4の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、利用の可否を決定し、調布市訪問型学習支援事業利用承認（不承認・保

留) 決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

## 第6 利用の辞退

校長は、訪問型学習支援事業の利用を辞退するときは、当該児童・生徒の保護者の同意を得たうえで調布市訪問型学習支援事業利用辞退届(第3号様式)により委員会に届け出なければならない。

## 第7 利用場所

訪問型学習支援事業の利用場所は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 第5の規定により利用の承認の通知を受けた利用対象者(以下「利用者」という。)の自宅
- (2) 調布市立学校
- (3) 市の公共施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める場所

## 第8 利用承認の取消し

委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第3の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段で利用の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

## 第9 雑則

この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

第1号様式(第4関係)

第2号様式(第5関係)

第3号様式(第6関係)

第1号様式（第4関係）

年 月 日

調布市教育委員会

教育長 宛

調布市立 学校

校長

調布市訪問型学習支援事業利用申請書

調布市訪問型学習支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

記

ふりがな	
児童・生徒氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
電話番号	
在籍校	学校 年 組
調布市訪問型学習支援事業について、利用を申請することに同意します。	
保護者氏名 _____	

第2号様式（第5関係）

年 月 日

調布市立 学校  
校長 様

調布市教育委員会  
教育長

調布市訪問型学習支援事業利用承認（不承認・保留）決定通知書

調布市訪問型学習支援事業の利用について、次のとおり承認（不承認・保留）と決定したので、通知します。

記

- 1 児童・生徒氏名
- 2 在籍校
- 3 決定内容

年 月 日

調布市教育委員会

教育長 宛

調布市立 学校

校長

調布市訪問型学習支援事業利用辞退届

調布市訪問型学習支援事業の利用を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

記

ふりがな	
児童・生徒氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
電話番号	
在籍校	学校 年 組
調布市訪問型学習支援事業について、利用を辞退することに同意します。	
保護者氏名 _____	